

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

すべての子どもが自分らしく輝き健やかに成長できるよう 子どもの育ちを支援するまち

- 北区基本構想では、「ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち 北区」という将来像の実現に向け、3つの基本目標を掲げています。その中の基本目標2「世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き 健やかに暮らせるまち」では、子ども・子育て分野においては、子どもが自らの意見を自由に表明して、未来に夢や希望を抱きながら、心身ともにのびのびと成長することができるよう、すべての子どもの権利を尊重し、子どもの目線に立った支援体制をまち全体でつくり上げることが示されています。また、だれもが安心して充実した子育てができるよう、それぞれの家庭状況に寄り添った支援を推進する方針が提示されています。
- 本計画では、これらの方針を踏まえるとともに、子どもを主人公として位置づけ、「すべての子ども」が誰一人取り残されることなく成長できるよう「育ちを支援するまち」を目指します。

2 基本的な視点と基本方針

(1) 基本的な視点

すべての子どもの権利が保障され 「子どもの最善の利益」の実現を目指す

- 子育てをしている保護者への支援とともに、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すための支援が必要です。これを進めるには、児童の権利に関する条約*にもある「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの柱とした、子どもの権利を保障することが重要であり、この子どもの権利の保障が、「子どもの最善の利益」へとつながっていきます。
- 北区では、子どもの権利の保障を基本的な視点とし、すべての施策を展開していきます。

(2) 基本方針

“子どもの成長” への支援

- 子どもが自らの意見を自由に表明して、未来に夢や希望を抱きながら、心身ともにのびのびと成長ができるよう、子どもの目線に立った支援を行っていきます。

“すべて” の子育て家庭への支援

- 誰もが安心して充実した子育てができるよう、すべての子育て家庭に寄り添った支援を推進します。

“まちぐるみ” での子育て支援

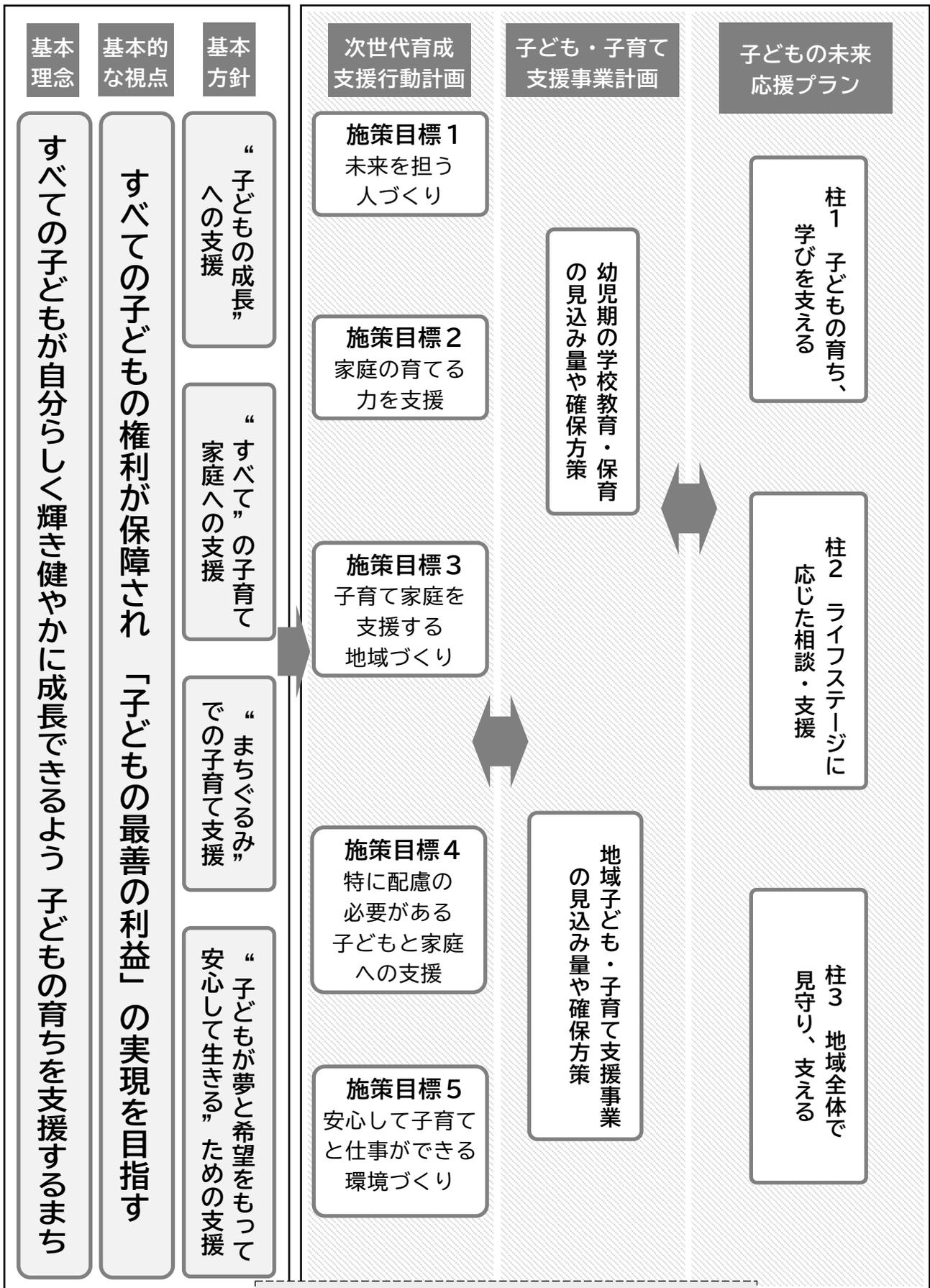
- 家庭・地域・学校の連携・協働を推進することにより、まちぐるみ（地域全体）で、将来の担い手となる子どもたちの健やかな成長や学びを支える環境づくりを促進します。

“子どもが夢と希望をもって安心して生きる” ための支援

- 北区のすべての子どもが、生まれ育った環境に関わらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、それぞれの子育て家庭に隙間の無い支援を行っていきます。

3

北区子ども・子育て支援総合計画の体系



こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」

